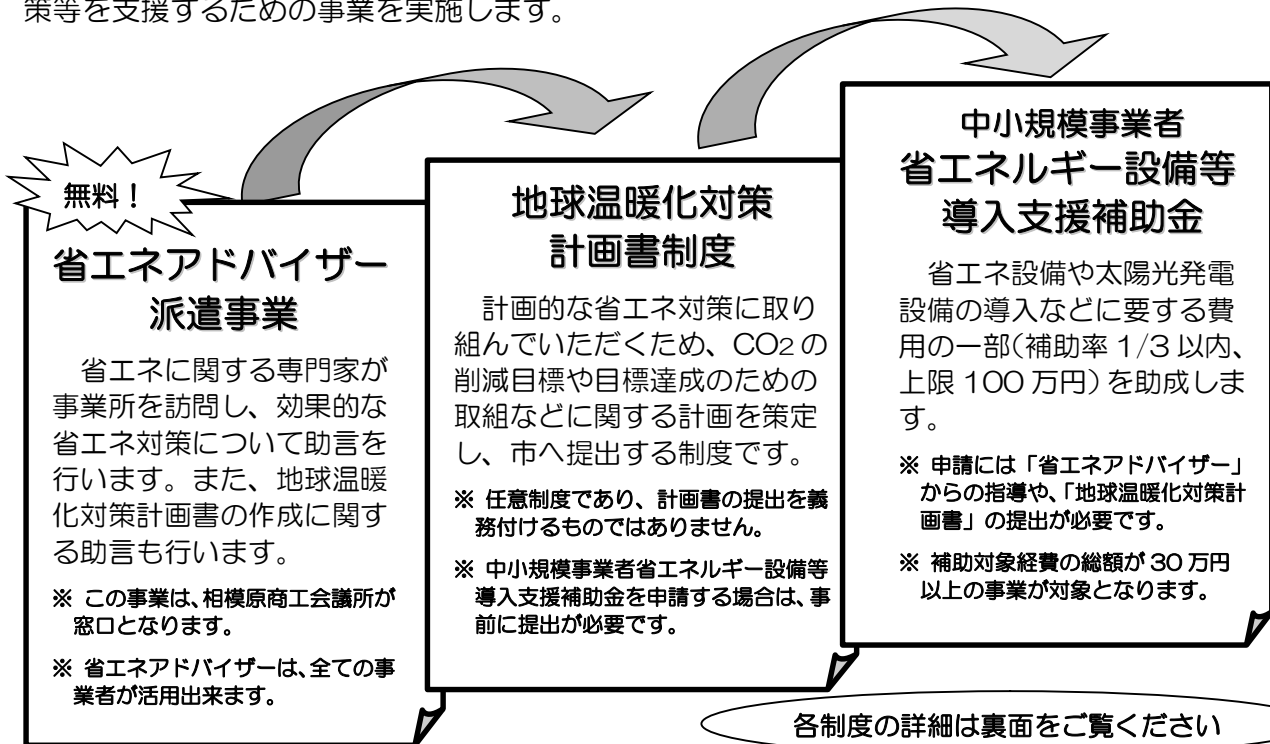


省エネルギー対策等支援事業

相模原市では、市内の事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減と、再生可能エネルギー利用設備の導入を促進することを目的として、中小規模事業者(※)の皆様の計画的かつ自主的な省エネルギー対策等を支援するための事業を実施します。



太陽光発電設備・蓄電池の特例制度について

太陽光発電設備・蓄電池を導入した場合は、それぞれ通常の補助額に加算額を特例措置として上乗せします。**最大補助上限額 326 万円** ※太陽光、蓄電池ともに 20kWh の場合)

(1) 太陽光発電設備 (自家消費型もしくは余剰売電を行う設備)

発電出力 1 kW あたり 5 万円を乗じた加算額 (補助上限: 発電出力 20 kW、金額 100 万円)

(2) 蓄電池 (太陽光発電設備と併せて導入するものが対象)

加算額は蓄電池の価格の 3 分の 1 以内とし、4,800Ah・セル未満の蓄電池については、蓄電容量 1 kWh あたり 5.1 万円を乗じた額 (上限蓄電容量 20 kWh、金額 102 万円)。4,800Ah・セル以上については、蓄電容量 1 kWh あたり 6.3 万円を乗じた額 (上限蓄電容量 20 kWh、金額 126 万円)。

※特例制度は国の交付金を原資としており、FIT 又は FIP の認定を取得しないことが条件となります。

(※) 支援制度を活用できる【中小規模事業者】とは・・・

事業者全体の年間エネルギー使用量が原油換算で 1,500 キロリットル未満の事業者

※「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」及び「神奈川県地球温暖化対策推進条例」によるエネルギー使用量等の届出制度において、その届出の義務が課されない規模の事業者。

○中小企業基本法に定める中小企業者は全て中小規模事業者となります。

○「病院」「学校」「社会福祉施設」などの運営事業者も中小規模事業者に含まれます。(国、県の届出制度対象事業者を除く。)

各支援制度の概要

省エネアドバイザー派遣事業（窓口：相模原商工会議所 経営支援課）

市内の事業所へエネルギー管理士等の専門家を無料で派遣し、節電・省エネに関するアドバイスや『地球温暖化対策計画書』の作成に関する助言・指導等を行います。

○対象事業者 市内に事業所を有する事業者（業種や規模などの要件はありません）。

○派遣申込等 ・下記 URL より相模原商工会議所へお申し込みください。

URL：<https://www.sagamihara-cci.or.jp/archives/56237>

・1回の派遣時間は2時間以内、1社あたり2回までの派遣となります ↑ 商工会議所 HP



地球温暖化対策計画書制度

○計画期間は3年とし、CO₂の削減目標や目標達成に向けた取組などに関する計画を作成していただきます。

○計画書は9月末日までに市へ提出してください

（補助金を申請する場合は補助申請前に提出が必要です）。

○計画書を作成した事業者の温暖化対策への取組を広く周知するため、

計画書の概要を市HPで公表します。

○計画期間中は、各年度の計画書に基づく実施状況報告書を提出していただきます。

↑ 詳しくは市HP



中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金

「地球温暖化対策計画書」を提出した中小規模事業者に対し、省エネ設備等の導入経費の一部を補助します。

○補助額 上限100万円（補助率1/3以内）

※別途、太陽光発電設備・蓄電池の導入には特例措置の適用あり

○対象事業者 市内に事業所を有し、「地球温暖化対策計画書」を市へ提出した市税に滞納の無い中小規模事業者

○対象事業 ・補助対象経費の総額が30万円以上で、交付決定後に契約（発注）・工事着手し、令和9年2月26日までに設置及び支払が完了し、かつ補助事業実績報告書が提出できる事業（リースは対象外）
・過去3年以内に省エネアドバイザーの派遣を受け、設置効果が認められた設備を導入する事業

○対象設備 高効率空調・照明設備、業務用冷凍冷蔵設備、交流電動機、太陽光発電設備、蓄電池、断熱工事他（未使用品で事業の用にのみ供する設備が対象。居住スペース等へ導入効果が波及するものは対象外。）

※蓄電池は、太陽光発電設備と併せて導入するものが対象です。

※省エネ設備への更新は、一定の省エネ効果が認められる場合に対象となります。

○受付期間：令和8年5月15日（金）～ 令和8年10月30日（金）（先着順）

※対象事業者、対象設備等については他にも要件
があります。市HPをご覧ください。かお問い合わせ
ください。



<参考>制度を活用した事業者
の事例を掲載しています。
ご覧ください。（市HP）



環境経営をめざす中小事業者向けの支援

○相模原市では「エコアクション21」の認証登録後の支援を実施しています。

エコアクション21とは、環境省が策定した中小規模事業者等も取り組みやすい環境マネジメントシステム（EMS）です。

・エコアクション21認証取得支援補助金（上限25万円）

認証・登録を取得するために要した経費を補助します。

・エコアクション21設備導入支援補助金（補助率1/3、上限100万円）

市内事務所への省エネ設備の導入を補助

↑ 詳しくは市HP



お問い合わせ先

相模原市環境経済局環境部ゼロカーボン推進課

相模原市中央区中央 2-11-15 TEL：042-769-8240

E-Mail：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp



省エネアドバイザーについては・・・

相模原商工会議所 経営支援課

TEL：042-753-8135